

【条例改正 火気等を取り扱うイベントを開催する皆様へ】

笠間市消防本部予防課

”安心・安全なイベントを楽しむために”

○笠間市火災予防条例の一部が改正されました

笠間市では、昨年 8 月に発生した京都府福知山市の花火大会での爆発事故を契機に類似火災を防ぐため、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備、屋外における催し（イベント）の防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対し、**防火担当者の選任・火災予防上必要な業務計画の作成および提出**を義務付けるものです。

◆主な内容

1. 消火器の準備と露店等の開設届について

(1) **すべての催し※1**での消火器の準備

(笠間市火災予防条例第 18 条 他)

対象火気器具等※2を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するすべての催しで使用する場合に、迅速な初期消火と被害拡大の防止を図るため、露店等（露店、屋台その他これらに類する店）開設の有無にかかわらず**消火器※3の準備**を義務付けるものです。

※1『すべての催し』とは、運動会やPTAなどの学校行事、自治会などの地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりをもつもの（近親者によるバーベキュー、幼稚園・学校の保護者が主催するもちつき大会などの相互に面識がある者が参加する催しは対象外。）

※2『対象火気器具等』とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災発生のおそれのある器具。（例…プロパンガス、石油、電気、まき、炭等を使用するコンロ、発電機、ストーブ、かまど等。）

※3『消火器』とは、「消火器の技術上の基準を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 1 条の 2 第 1 号に定める消火器。（水バケツ・エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しない。）なお、使用する消火器は、対象火気器具等の種別

その他、周囲の可燃物の消火に適応するものを準備。

(2) 火気を取り扱う露店等を開設する場合の届出

(笠間市火災予防条例第 45 条第 6 号)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、管轄消防署へ**露店等の開設届出書※4**を提出してください。

※【届出を行う者および消火器を準備する者】は、露店等の関係者です。当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、消火器の配置図および露店等の開設届出書を消防本部・消防署へ届出ください。

なお、多数の露店が開設される場合は、個々の露店主が個別に提出を行うのではなく、統括する者等が取りまとめて提出してください。

※4 『露店等の開設届出書』前ページダウンロード様式を参照してください。

※【届出の必要ない催し】

例 近親者によるバーベキュー、幼稚園でPTA主催するもちつき大会、自治会の盆踊り大会や祭りでの住民だけが出店する模擬店、小中学校の行事でPTAだけが出店する模擬店などです。

2. 大規模な催しを「指定催し」とした防火管理等

(1) 指定催しの指定（笠間市火災予防条例第 42 条の 2）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外の催しのうち、**大規模なものとして消防長が定める要件※5**に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「**指定催し**」※6として指定します。

なお、消防長が指定催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き（主催者から指定の求めがあった時は、この限りではない）、指定した際には、催しを主催する者に通知し、告示することとします。

※5 『大規模なものとして消防長が定める要件』

(笠間市火災予防施行規程第 8 条)

大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場とし、主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超える規模の催しとして計

画されているものを指定します。

※6 『指定催しの指定通知書』

(2) 屋外催しに係る防火管理（笠間市火災予防条例第 42 条の 3）

指定催しに指定された催しの主催者は、**防火担当者**を定め、その者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられます。

また、「指定催し」を開催する日の 14 日前までに当該計画を消防長に提出することが義務付けられます。

※【防火担当者】

- ・ 大規模な屋外催しで対象火気器具等を使用する場合には、会場に多くの人が集まり混雑が生じることで、火災発生時には消火および避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがあります。こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築するため「指定催し」を主催する者に「防火担当者」の選任を義務付けます。
- ・ 防火担当者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成※7、当該計画に従って「指定催し」の関係者に対し必要な指示を行います。

※【火災予防上必要な業務】

- ・ 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・ 対象火気器具等の使用および危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・ 対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等および客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡および避難誘導に関すること。
- ・ その他火災予防上必要な業務に関すること。

※7 『火災予防上必要な業務に関する計画書』前ページダウンロード様式を参照してください。

(3) 罰則（笠間市火災予防条例第 49 条・第 50 条）

指定催しを主催する者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関へ提出しなかった場合、罰則※8を科することを定めました。

※8 『罰則』

当該「指定催し」を主催する者に対し、30万円以下の罰金を科すこととしました。

3. 施行期日

平成26年10月1日

4. 安心安全なイベント開催のため

今回の火災予防条例の改正は、昨年福知山市の花火大会火災を教訓に、主催者や露店等の開設者が自ら責任を持ってイベントでの防火管理を適正に行う体制の確保と合わせ、笠間市内で開催されるイベントの状況を消防機関が事前に把握し、適切な指導を行える仕組みを構築したものです。

改正火災予防条例の内容をご理解の上、安全対策の徹底についてご協力をお願いします。